

公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、公共事業が国民の社会経済生活にとって重要な社会資本形成の中核をなすものであること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業をその必要性の度合の高いものから優先的かつ効率的に実施するため、公共事業の長期計画について、その内容及び決定過程の透明化、国会における承認、環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価等の措置を講ずることとし、これに必要な関係法律の整備を行うものとする。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第二条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成八年度」を「平成十年度」に、「平成八年六月三十日」を「平成十年六月三十日」に改める。

第四条中「平成八年度」を「平成十年度」に、「平成八年七月三十一日」を「平成十年七月三十一日」

に改める。

第六条第一項中「平成八年度」を「平成十年度」に改める。

第七条第一項中「平成八年度」を「政令で定める審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定により特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、国家公安委員会及び建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

5 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定により特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総理府令・建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日か

ら、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、国家公安委員会及び建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第二項の規定により特定交通安全施設等整備事業五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

(審議会の審議の公開等)

第七条の二 審議会の特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案に関する審議及び第十一条の二の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(事後評価)

第十一条の二 政府は、特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴いて、当該特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第三条 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（廃棄物処理施設整備五箇年計画）」に改め、同条第一項中「平成十二年度までの間に」を「政令で定める審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、平成十年度以降の五箇年間に於いて」に、「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同条第二項中「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同項各号中「平成十二年度までの間に」を「五箇年間」に改め、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に、「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に、「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 厚生大臣は、第一項の規定により廃棄物処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該廃棄物処理施設整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 廃棄物処理施設整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の

縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、厚生大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により廃棄物処理施設整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条第三項中「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生大臣は、第一項の規定により廃棄物処理施設整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、厚生大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条（見出しを含む。）中「廃棄物処理施設整備計画」を「廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（審議会の審議の公開等）

第四条 審議会の廃棄物処理施設整備五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、廃棄物処理施設整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、廃棄物処理施設整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該廃棄物処理施設整備五箇年計画の計画期間における廃棄物処理施設整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、廃棄物処理施設整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴い

て、当該廃棄物処理施設整備五箇年計画の計画期間における廃棄物処理施設整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(土地改良法の一部改正)

第四条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「土地改良長期計画（第四条の二―第四条の四）」を「土地改良五箇年計画（第四条の二―第四条の六）」に改める。

「第一章の二 土地改良長期計画」を「第一章の二 土地改良五箇年計画」に改める。

第四条の二第一項中「意見をきいて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」を「意見を聴いて、平成十年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の土地改良事業に関する計画（以下「土地改良五箇年計画」に改め、同条第二項及び第三項中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に改め、同条第五項中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次

の三項を加える。

6 農林水産大臣は、土地改良五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該土地改良五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 土地改良五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、農林水産大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 内閣は、第一項の規定により土地改良五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条の二第四項中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に、「関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない」を「あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県

が、市町村の意見を聴いて作成し、農林水産大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条の三第一項中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に改め、同条第二項中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項から第九項まで」に改める。

第四条の四中「土地改良長期計画」を「土地改良五箇年計画」に改め、第一章の二中同条を第四条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(事後評価)

第四条の六 政府は、土地改良五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、農政審議会の意見を聴いて、当該土地改良五箇年計画の計画期間における土地改良事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、土地改良五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、農政審議会の意見を聴いて、当該土地改良五箇年計画の計画期間における土地改良事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第四条の三の次に次の一条を加える。

(農政審議会の審議の公開等)

第四条の四 農政審議会の土地改良五箇年計画の案に関する審議及び第四条の六の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 農政審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 農政審議会は、第一項の審議のために必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 農政審議会は、土地改良五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

(漁港法の一部改正)

第五条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「漁港の整備計画に基いて」を「漁港整備五箇年計画に基づいて」に、「汚でい」を「汚泥」

に、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 漁港審議会の第十七条第一項の漁港整備五箇年計画の案に関する審議及び第十七条の二の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

4 漁港審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

第十四条中「第十七条第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他」を削り、「開くことができ、」の下に「第十七条第一項の漁港整備五箇年計画の案について意見を決定するとき」を加える。

第十七条の見出しを「（漁港整備五箇年計画）」に改め、同条第一項中「採択して漁港の整備計画」を「採択して、平成十年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の漁港の整備計画（以下「漁港整備五箇年計画」という。）の案」に、「その定めた漁港の整備計画」を「その定めた漁港整備五箇年計画の案」に改め、同条第四項中「第一項の漁港の整備計画」を「漁港整備五箇年計画」に改め、同項を同条第

八項とし、同条第三項中「第一項の漁港の整備計画」を「漁港整備五箇年計画」に、「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「漁港の整備計画」を「漁港整備五箇年計画」に改め、「決定したときは、」の下に「前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えて」を加え、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により漁港整備五箇年計画の案を定めるに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、農林水産大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港整備五箇年計画の案を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港整備五箇年計画の案を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該漁港整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 漁港整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、農林水産大臣に対し、意見書の提出によ

り、これを述べることができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

(事後評価)

第十七条の二 政府は、漁港整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、漁港審議会の意見を聴いて、当該漁港整備五箇年計画の計画期間における漁港整備五箇年計画に基づく事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、漁港整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、漁港審議会の意見を聴いて、当該漁港整備五箇年計画の計画期間における漁港整備五箇年計画に基づく事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第十九条第一項及び第三項中「第十七条第一項の漁港の整備計画に基いて」を「漁港整備五箇年計画に基いて」に改める。

第十九条の二第一項中「第十七条第一項の漁港の整備計画」を「漁港整備五箇年計画」に改める。

(森林法の一部改正)

第六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(全国森林計画等)」を付し、同条第一項中「、政令で定めるところにより」を削り、「全国の森林につき」の下に「、平成十年度以降」を加え、「をたてなければならぬ」を「をたて、閣議の決定を求めなければならない」に改め、同条第四項中「をたてなければならぬ」を「の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により全国森林計画をたて、及び第四項の規定により森林整備事業計画の案を作成するに当たつては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、農林水産大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条第七項中「全国森林計画及び森林整備事業計画をたて、又はこれらの計画を変更しようとするときは」を「第一項の規定により全国森林計画をたて、及び第四項の規定により森林整備事業計画の案を作

成しようとするときは」に改め、「及び都道府県知事」を削り、同条第八項を次のように改める。

8 農林水産大臣は、第四項の規定により森林整備事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該森林整備事業計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

第四条第九項中「全国森林計画及び森林整備事業計画をたて、又はこれらの計画を変更したときは」を「第一項の規定による閣議の決定があつたとき及び前項の規定による国会の承認があつたときは」に改め、「(変更の場合にあつては、変更後の計画)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 森林整備事業計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、農林水産大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

10 内閣は、第四項の規定により森林整備事業計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条に次の二項を加える。

12 全国森林計画及び森林整備事業計画は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要があるとき
は、変更することができる。

13 第一項、第六項、第七項及び第十一項の規定は全国森林計画を変更しようとする場合に、第四項及び
第六項から第十一項までの規定は森林整備事業計画を変更しようとする場合に準用する。

第四条の二に見出しとして「(森林整備事業計画の実施)」を付し、同条を第四条の三とし、同条の次
に次の一条を加える。

(事後評価)

第四条の四 政府は、森林整備事業計画の最終年度の終了後二年以内に、中央森林審議会の意見を聴い
て、当該森林整備事業計画の計画期間における森林整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会
的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、森林整備事業計画の最終年度の終了後十年を目途として、中央森林審議会の意見を聴いて、
当該森林整備事業計画の計画期間における森林整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、

経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(中央森林審議会の審議の公開等)

第四条の二 中央森林審議会の森林整備事業計画の案に関する審議及び第四条の四の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 中央森林審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 中央森林審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 中央森林審議会は、森林整備事業計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

(海岸法の一部改正)

第七条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

「第一章 総則（第一条―第四条）」

目次中「第一章 総則（第一条―第四条）」を

第一章の二 海岸事業五箇年計画（第四条の二―第四

に改める。

条の五）」

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「海岸事業」とは、海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸の環境の整備に関する事業で、国が施行するもの及び地方公共団体その他政令で定める者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 海岸事業五箇年計画

（海岸事業五箇年計画）

第四条の二 主務大臣は、協議により、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、平成十年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の海岸事業に関する計画（以下「海岸事業

五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 海岸事業五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行うべき事業の実施の目標

二 五箇年間に行うべき事業の量

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸事業五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、主務大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により海岸事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により海岸事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該海岸事業五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 海岸事業五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、主務大臣に対し、意見書の提出により、こ

れを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により海岸事業五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、遅滞なく、海岸事業五箇年計画を公表しなければならない。

9 前各項の規定は、海岸事業五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(審議会の審議の公開等)

第四条の三 審議会の海岸事業五箇年計画の案に関する審議及び第四条の五の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、海岸事業五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

(海岸事業五箇年計画の実施)

第四条の四 政府は、海岸事業五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価)

第四条の五 政府は、海岸事業五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該海岸事業五箇年計画の計画期間における海岸事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、海岸事業五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴いて、当該海岸事業五箇年計画の計画期間における海岸事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十項から附則第十二項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けに係る海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸の環境の整備に関する事業は、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、海岸事業に含まれるものとする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第八条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の三項を加える。

6 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令又は建設省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日

から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、農林水産大臣又は建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 内閣は、第一項の規定により治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、農林水産大臣又は建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(審議会の審議の公開等)

第四条 中央森林審議会又は河川審議会の治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 中央森林審議会又は河川審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 中央森林審議会又は河川審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 中央森林審議会又は河川審議会は、治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、治山事業五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、中央森林審議会の意見を聴いて、当該治山事業五箇年計画の計画期間における治山事業の実施が及ぼした環境への影響その他の社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を、治水事業五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、河川審議会の意見を聴いて、当該治水事業五箇年計画の計画期間における治水事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を、それぞれ作成し、これら

を国会に提出しなければならない。

2 政府は、治山事業五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、中央森林審議会の意見を聴いて、当該治山事業五箇年計画の計画期間における治山事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を、治水事業五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、河川審議会の意見を聴いて、当該治水事業五箇年計画の計画期間における治水事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を、それぞれ作成し、これらを国会に提出しなければならない。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第九条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(沿岸漁場整備開発五箇年計画)」を付し、同条第一項中「政令で定めるところにより、」を「平成十年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の」に、「沿岸漁場整備開発計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に改め、同条第二項及び第三項中「沿岸漁場整備開発計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、農林水産大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第三条第五項中「沿岸漁場整備開発計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に、「第一項の閣議の決定」を「前項の国会の承認」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該沿岸漁場整備開発五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 沿岸漁場整備開発五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、農林水産大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 内閣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べ

られた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条に見出しとして「(変更)」を付し、同条中「沿岸漁場整備開発計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(沿岸漁業等振興審議会の審議の公開等)

第四条の二 沿岸漁業等振興審議会の沿岸漁場整備開発五箇年計画の案に関する審議及び第五条の二の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 沿岸漁業等振興審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 沿岸漁業等振興審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁場整備開発五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第五条に見出しとして「(沿岸漁場整備開発五箇年計画の実施)」を付し、同条中「沿岸漁場整備開発

計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(事後評価)

第五条の二 政府は、沿岸漁場整備開発五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、沿岸漁業等振興審議会
の意見を聴いて、当該沿岸漁場整備開発五箇年計画の計画期間における沿岸漁場整備開発事業の実施
が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これ
を国会に提出しなければならない。

2 政府は、沿岸漁場整備開発五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、沿岸漁業等振興審議会
の意見を聴いて、当該沿岸漁場整備開発五箇年計画の計画期間における沿岸漁場整備開発事業の実施が
及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これ
を国会に提出しなければならない。

(空港整備法の一部改正)

第十条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「空港整備事業」とは、空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第一条第一項に規定する空港整備事業をいう。

第二条の次に次の四条を加える。

（空港整備五箇年計画）

第二条の二 運輸大臣は、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、平成十年以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の空港整備事業に関する計画（以下「空港整備五箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 空港整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行うべき事業の実施の目標

二 五箇年間に行うべき事業の量

3 運輸大臣は、第一項の規定により空港整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、運輸大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により空港整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関

係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第一項の規定により空港整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該空港整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 空港整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、運輸大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により空港整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

8 運輸大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、遅滞なく、空港整備五箇年計画を公表しなければならない。

9 前各項の規定は、空港整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(審議会の審議の公開等)

第二条の三 審議会の空港整備五箇年計画の案に関する審議及び第二条の五の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、空港整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

(空港整備五箇年計画の実施)

第二条の四 政府は、空港整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価)

第二条の五 政府は、空港整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該空港整備五箇年計画の計画期間における空港整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経

済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、空港整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴いて、当該空港整備五箇年計画の計画期間における空港整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第十一条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「審議会」の下に「(以下「審議会」という。)」を加え、「平成八年度」を「平成十年」に改め、同条第六項中「、第四項及び前項」を「及び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の閣議の決定」を「前項の国会の承認」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の三項を加える。

6 運輸大臣は、第一項の規定により港湾整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該港湾整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 港湾整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、運輸大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 内閣は、第一項の規定により港湾整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 運輸大臣は、第一項の規定により港湾整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、運輸大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(審議会の審議の公開等)

第四条 審議会の港湾整備五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、港湾整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、港湾整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該港湾整備五箇年計画の計画期間における港湾整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、港湾整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴いて、当該港湾整備五箇年計画の計画期間における港湾整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第十二条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成五年度」を「道路審議会の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該道路整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 道路整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第三条を次のように改める。

(道路審議会の審議の公開等)

第三条 道路審議会の道路整備五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 道路審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 道路審議会は、第一項の審議のために必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 道路審議会は、道路整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第四条中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

第五条を次のように改める。

(道路整備五箇年計画の実施)

第五条 政府は、道路整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、道路整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、道路審議会の意見を聴いて、当該道路整備五箇年計画の計画期間における道路の整備に関する事業の実施が及ぼした環境への影響その他の社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、道路整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、道路審議会の意見を聴いて、当該道路整備五箇年計画の計画期間における道路の整備に関する事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

らない。

(住宅建設計画法の一部改正)

第十三条 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「審議会」の下に「（以下「審議会」という。）」を加え、「昭和四十一年度」を「平成十年度」に改め、同条第四項中「都道府県知事が、建設省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて」を「都道府県が、市町村の意見を聴いて」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 建設大臣は、第一項の規定により住宅建設五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該住宅建設五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 住宅建設五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提出により、こ

れを述べることができる。

8 内閣は、第一項の規定により住宅建設五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(審議会の審議の公開等)

第四条の二 審議会の住宅建設五箇年計画の案に関する審議及び第八条の二の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 審議会は、第一項の審議のために必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 審議会は、住宅建設五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第五条第一項中「前条第一項の規定による閣議の決定」を「第四条第八項の規定による国会の承認」に改め、「同項の政令で定める」を削り、「きき」を「聴き」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(事後評価)

第八条の二 政府は、住宅建設五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、審議会の意見を聴いて、当該住宅建設五箇年計画の計画期間における公的資金による住宅の建設の事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、住宅建設五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、審議会の意見を聴いて、当該住宅建設五箇年計画の計画期間における公的資金による住宅の建設の事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第十四条 下水道整備緊急措置法（昭和四十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成八年度」を「都市計画中央審議会の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該下水道整備五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 下水道整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条第三項中「第三条第一項に規定する廃棄物処理施設整備計画」を「第三条に規定する廃棄物処理施設整備五箇年計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(都市計画中央審議会の審議の公開等)

第四条 都市計画中央審議会は、下水道整備五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 都市計画中央審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 都市計画中央審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 都市計画中央審議会は、下水道整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かな

ければならない。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、下水道整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、都市計画中央審議会の意見を聴いて、当該下水道整備五箇年計画の計画期間における下水道整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、下水道整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、都市計画中央審議会の意見を聴いて、当該下水道整備五箇年計画の計画期間における下水道整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第十五条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第五条）」を

「第一章 総則（第一条―第五条）」

第一章の二 急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画（第五

条の二―第五条の五）」
に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「急傾斜地崩壊対策事業」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事業で、都道府県が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画

（急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画）

第五条の二 建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成十年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の急傾斜地崩壊対策事業に関する計画（以下「急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」という。）の

案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行うべき事業の実施の目標

二 五箇年間に行うべき事業の量

3 建設大臣は、第一項の規定により急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定により急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 建設大臣は、第一項の規定により急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提

出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

8 建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、遅滞なく、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を公表しなければならない。

9 前各項の規定は、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。
(河川審議会の審議の公開等)

第五条の三 河川審議会の急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案に関する審議及び第五条の五の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 河川審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 河川審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることがで

きる。

4 河川審議会は、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の案について意見を決定するとき、公聴会を開かなければならない。

(急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の実施)

第五条の四 政府は、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価)

第五条の五 政府は、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、河川審議会の意見を聴いて、当該急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の計画期間における急傾斜地崩壊対策事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、河川審議会の意見を聴いて、当該急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の計画期間における急傾斜地崩壊対策事業の実施が及

ばした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

- 5 附則第二項の規定による国の貸付けに係る急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事業は、当分の間、第二条第三項の規定にかかわらず、急傾斜地崩壊対策事業に含まれるものとする。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第十六条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成八年度」を「都市計画中央審議会の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

- 5 建設大臣は、第一項の規定により都市公園等整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市公園等整備五箇年計画の案の原案

を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 都市公園等整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

7 内閣は、第一項の規定により都市公園等整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により都市公園等整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

(都市計画中央審議会の審議の公開等)

第三条の二 都市計画中央審議会の都市公園等整備五箇年計画の案に関する審議及び第六条の規定に基づいて行う事後評価に関する審議は、公開とする。

2 都市計画中央審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 都市計画中央審議会は、第一項の審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 都市計画中央審議会は、都市公園等整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第四条第一項中「平成八年度」を「平成十年度」に改める。

本則に次の一条を加える。

(事後評価)

第六条 政府は、都市公園等整備五箇年計画の最終年度の終了後二年以内に、都市計画中央審議会の意見を聴いて、当該都市公園等整備五箇年計画の計画期間における都市公園等整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、都市公園等整備五箇年計画の最終年度の終了後十年を目途として、都市計画中央審議会の意見を聴いて、当該都市公園等整備五箇年計画の計画期間における都市公園等整備事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の再評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行し、附則第九条の規定による改正後の道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の規定は、平成十年度の予算から適用する。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成九年度以前の年度の予算に係る国の負担金又は補助金で平成十年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第三条 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「森林法第四条第六項」を「森林法第四条第十二項」に改める。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第四条 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四 公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成九年法律

第 号）第八条の規定による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に

係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都

道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（平成九年

度以前の年度のこの会計の予算で平成十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業

又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する

直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）

第五条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二項を附則第三十三項とし、附則第三十一項を附則第三十二項とし、附則第三十項中「附則第三十一項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第二十九項を附則第三十項とし、附則第二十八項の次に次の一項を加える。

29 公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成九年法律第 号）第八条の規定による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第六条 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第七条第三項中「沿岸漁場整備開発計画」を「沿岸漁場整備開発五箇年計画」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第七条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

25 公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第

号)第十一条の規定による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第八条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計若しくは道路整備特別会計」を「若しくは石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第九条 道路整備特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて」を「第二条の道路整備五箇年計画に基づき」に改める。

第三条中「規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の」を削る。

第三条の二を削る。

第四条中「(道路整備緊急措置法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。）」を削る。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から附則第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十七項中「第三条中「第四条」を「第三条中「次条」に、「第四条又は附則第十九項」を「次条又は附則第二十項」に、「附則第十八項」を「附則第十九項」に、「の交付」とあるのは「の交付並びに」を「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業(」に改め、「貸付金の貸付け」の下に「を除く。」を加

え、同項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成九年法律第 号）第十二条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下この項において「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業（平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第百五十五号中「漁港の整備計画」を「漁港整備五箇年計画」に改める。

理由

公共事業が国民の社会経済生活にとって重要な社会資本形成の中核をなすものであること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業をその必要性の度合の高いものから優先的かつ効率的に実施するため、公共事業の長期計画について、その内容及び決定過程の透明化、国会における承認、環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約五千百万円の見込みである。